

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 1世帯1回限りの受給で他市町村との重複受給はできません。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

令和5年8月下旬から順次支給を予定しています。
※確認書（または申請書）は受理日から30日以内が目安です。

支給対象となる世帯

令和5年5月1日現在で本部町に住民登録があり世帯全員の
令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

手続きの有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

① 本部町から令和4年度の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を世帯主の口座振込で支給された世帯

② ①以外の世帯や世帯員の状況が変わった世帯
③ 令和5年1月2日以降に本部町に転入された方がいる世帯

手続きは不要です

本部町から振込日等が記載された通知が届きます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年11月30日（木）
本部町から「確認書」（または申請書）が届きます。（要返送）



詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を世帯主の本人名義で受給した世帯

- 本部町から、振込口座や振込日等が記載された通知が令和5年8月以降に届きます。
- 振込先口座に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**

※次の場合は通知文に記載した期限までに届出書の提出が必要です。

- ①振込先の変更を希望される場合
- ②本給付金の支給を辞退される場合



II I以外の世帯や世帯員の状況が変わった世帯、令和5年1月2日以降に本部町に転入した方など支給要件の確認が必要な世帯

- 本部町の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書（または申請書）が令和5年9月以降に届きます。
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。



- 確認書（または申請書）に必要事項を記入して、添付書類とともに本部町に郵送または直接窓口にご提出ください。

※修正申告等により住民税（均等割）非課税世帯に該当した方には確認書（または申請書）は送付されません。ご自身で**申請が必要**です。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、本部町や本部警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

本部町役場 福祉課 福祉班
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口

0980-47-2165

受付時間 平日9:00～17:00
(12:00～13:00を除く) (土日・祝祭日を除く)

配偶者やその他の親族からの暴力(DV)等により避難しており、住民票の異動手続きが困難な方は、所定の手続をしていただくことで給付金を受け取れる可能性がありますので、ご相談ください。